

# むつ市使用済燃料税の新設について

## 1. むつ市使用済燃料税新設の理由 [むつ市協議書抜粋]

全国他自治体と比較しても、その地域特性や財政基盤の脆弱性から圧倒的に不利な財政環境にあり、類似団体と同水準の行政サービスを実現し、持続可能な自立的発展のためにも恒常的な自主財源としての法定外普通税の創設が必要となっています。

使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始に当たっては、必要となる財政需要を4つ（原子力安全対策、生業安定対策、民生安定対策、共生対策）に区分し検討してきました。

これらの財政需要は、むつ市のまちづくりにおける中長期的見通しを内部で検討し、市民の皆様からいただいた意見を踏まえ、むつ市議会特別委員会という開かれたプロセスの中で検討したものであり、使用済燃料中間貯蔵施設が事業開始することにより今後長期にわたり実施していく必要があります。

財政状況が厳しい中であっても、使用済燃料中間貯蔵施設立地自治体としての責任と、国のエネルギー政策との共生のため必要となる新たな財政需要への対応が求められており、これら当該施設に起因する幅広い財政需要に充当することを目的として法定外普通税の新設は必要不可欠です。

## 2. むつ市使用済燃料税の概要

課税団体	むつ市
税目名	使用済燃料税（法定外普通税）
課税客体	中間貯蔵施設における使用済燃料の保管
課税標準	<ul style="list-style-type: none"><li>課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量とする。</li><li>重量は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を12で除して得た重量とする。</li><li>課税標準の算定期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいう。</li></ul>
納税義務者	使用済燃料貯蔵事業者
税率	1キログラムにつき620円
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度) 7,440千円 (平年度) 7,440千円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

### 3. 同意要件との関係

使用済燃料税（以下、本税）について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

本税の課税標準は「算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはないと考えられる。

#### ② 住民の負担

本税の負担について、むつ市は「本税の課税対象となる使用済燃料中間貯蔵事業の実施に伴い発生する総費用の負担を受けることについて、親会社と役務契約を締結しており、（略）実質的な税負担者は親会社（東京電力ホールディングス（株）、日本原子力発電（株））となって」いる、「仮に本税が、親会社である東京電力の電気料金等に転嫁されたとしても、1世帯あたりの年間の増額は0.3円程度（施設の最大貯蔵量に達した場合でも11.2円／月程度）」としている。

特定納税義務者は、担税力について、親会社から「搬入計画などが示されていないことから、弊社の収支計画等を策定することができず、（略）経営に与える影響を見極めることができ」ない、としている。

本税の負担については、特定納税義務者が述べているとおり、具体的な搬入計画等が示されておらず、収支計画等が策定できないとしても、

- ・ 他の地方団体で既に課税されている使用済燃料の貯蔵に係る税率は、500円～1,500円/kg程度であり、本税税率の「620円/kg」は、先行団体の税率水準と比較して著しく高いとはいえないこと
- ・ 市は、当該中間貯蔵施設に搬入される予定の使用済燃料が、現在保管されている柏崎刈羽原子力発電所が立地する柏崎市において課される使用済核燃料税（基本分）と同額の税率設定としていること
- ・ 本税の特定納税義務者は、核燃料サイクルの推進を基本方針とする我が国において、使用済燃料を再処理するまでの間、貯蔵しておく施設である当該中間貯蔵施設を管理・運営するために設立された会社であり、特定納税義務者とその親会社との間では、貯蔵の事業の実施に伴い発生する費用を負担するという基本的な役務契約が定められていること、

等を総合的に勘案すると、特定納税義務者にとって著しく過重となるとはいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

第6次エネルギー基本計画（2021年10月22日閣議決定）では、

- ・ 核燃料サイクルについて「我が国は、資源の有効利用、高レベルの放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としている」とし、
- ・ 中間貯蔵施設について「原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力を強化することが必要であり、（略）中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する」としている。
- ・ また、立地自治体に関して、「原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が不可欠」とした上で、「立地地域は、地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興や、避難道路の整備、防災体制の充実など、独自の様々な課題を抱えている。こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用なども含めて、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めていく」としている。

地方税法第671条第3号に規定する「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいうところ、第6次エネルギー基本計画においては、核燃料サイクルの推進及び中間貯蔵施設の建設・活用の促進を位置づけるとともに、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が不可欠としている。

むつ市の中間貯蔵施設は、使用済燃料を六ヶ所村の再処理工場で処理するまでの間、貯蔵・管理するための重要な役割を持つものであり、事業者が本税を負担しつつ、むつ市が当該税込により防災安全対策事業等を進めていくこと等を踏まえると、本税は「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」に該当するとはいえないと考えられる。

( 案 )

地 財 審 第 号  
令 和 4 年 8 月 日

総 務 大 臣  
寺 田 稔 殿

地 方 財 政 審 議 会  
会 長 小 西 砂 千 夫

青森県むつ市法定外普通税「使用済燃料税」の新設に係る意見

総務省設置法（平成11年法律第91号）第9条第3項の規定に基づき、標記について別紙のとおり意見を申し述べる。

青森県むつ市法定外普通税「使用済燃料税」の新設に係る意見

令和4年8月 日  
地方財政審議会

当審議会は、むつ市から協議の申出のあった法定外普通税「使用済燃料税」について、地方税法第671条の規定に基づき同意することが適切と考える。

なお、本件のように特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。むつ市においては、特定納税義務者との間で、累次にわたって協議を行い、条例を修正して税率等を見直す等、納税者の理解を得るよう努めていると承知しているが、特定納税義務者の理解を得て本条例が施行されることが望ましいことから、引き続き、特定納税義務者の理解を得るための努力を続けていくことが必要と考える。